

平成24年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成24年8月28日

招集場所

野洲市役所議場

応招議員

1 番 矢野 隆行	2 番 梶山 幾世
3 番 井狩 辰也	4 番 市木 一郎
5 番 高橋 繁夫	6 番 奥村 治男
7 番 中島 一雄	8 番 丸山 敬二
9 番 西本 俊吉	10 番 坂口 哲哉
11 番 立入三千男	12 番 太田 健一
13 番 野並 享子	14 番 小菅 六雄
15 番 田中 孝嗣	16 番 三和 郁子
17 番 鈴木 市朗	18 番 内田 聡史
19 番 田中 良隆	20 番 河野 司

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山仲 善彰	教 育 長	南出 儀一郎
政策調整部長	富田 久和	総 務 部 長	竹内 睦夫
市 民 部 長	中島 宗七	健康福祉部長	佐敷 政紀
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	井狩 重則	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	山本 利夫	教 育 部 長	新庄 敏雅
教育委員会政策監 (文化振興担当)	千歳 則雄	政策調整部次長	深尾 永司
総 務 部 次 長	田中 利昭	会 計 管 理 者	山本 治一郎
広報秘書課長	寺田 実好	総務課長補佐	武内 了恵
代表監査委員	東郷 修	監査委員事務局長	川崎 和美

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	東郷 達雄	事 務 局 次 長	白井 芳治
書 記	三上 忠宏	書 記	佐々木美砂子

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 報告第 5 号
(平成 2 3 年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について)
報告
- 第 5 議第 5 6 号から議第 8 4 号まで一括上程
(専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号) 他 2 8 件)
提案理由説明
- 第 6 決算特別委員会の設置及び委員の選任
- 第 7 決算特別委員会の正副委員長の互選結果の報告

市長提出議案

- 議第 5 6 号 専決処分につき承認を求めることについて (平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号))
- 議第 5 7 号 平成 2 4 年度野洲市一般会計補正予算 (第 3 号)
- 議第 5 8 号 平成 2 4 年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 5 9 号 平成 2 4 年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 6 0 号 平成 2 4 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 6 1 号 平成 2 4 年度野洲市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 6 2 号 平成 2 4 年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議第 6 3 号 平成 2 3 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 6 4 号 平成 2 3 年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 6 5 号 平成 2 3 年度野洲市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議第 66号 平成23年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 67号 平成23年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 68号 平成23年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 69号 平成23年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 70号 平成23年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 71号 平成23年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 72号 平成23年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議第 73号 平成23年度野洲市水道事業会計決算の認定について
- 議第 74号 野洲市防災会議条例の一部を改正する条例
- 議第 75号 野洲市災害対策本部条例の一部を改正する条例
- 議第 76号 野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例について
- 議第 77号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲文化ホールほか）
- 議第 78号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市総合体育館）
- 議第 79号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市中主B&G海洋センター）
- 議第 80号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市市民グラウンド）
- 議第 81号 指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて（野洲市体育センター）
- 議第 82号 市道路線の認定及び廃止について
- 議第 83号 和解について

議第 84号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

開議 午前9時00分

議事の経過

(開会)

○議長(田中良隆君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

今朝は大分涼しくなってきた、秋の気配を感じるようになりました。ぼちぼちコンバインも動きかけて刈り取りも始まったわけですが、今年は非常に猛暑であったということで豊作基調ではないかなという、農家の皆さんはかなり期待をされております。

本日から、いよいよ8月議会スタートするわけですが、今日から懸案でありましたインターネットのライブ中継が行われております。現在、行われております。世界中で、いろいろな方が見ておられると思います。より一層の緊張感を持って進めたいと思いますので、ご協力よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は20名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第3回野洲市議会定例会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(田中良隆君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員20名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配布済みの議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、お手元に配布しております文書のとおりでありますのでご了承願います。

次に、平成24年第2回野洲市議会定例会において可決されました「県道整備にかかる予算の確保を求める意見書」ほか2件につきましては、平成24年6月27日付をもって内閣総理大臣を初め関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成23年度財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団事業報告書及び決算書、第21期野洲市湖岸開発株式会社事業報告書及び財務諸表、第22期野洲市湖岸開発株式会社事業計画書及び財務諸表が、また地方自治法第180条第2項の規定に基づき専決処分報告書が市長より提出され、別途配布またはお手元に配布しておきましたのでご了承願います。

(日程第2)

○議長（田中良隆君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、第10番、坂口哲哉君、第11番、立入三千男を指名いたします。

（日程第3）

○議長（田中良隆君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から9月21日までの25日間にしたいと思います。これにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中良隆君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月21日までの25日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、既に配布済みの会期日程のとおりでありますのでご了承願います。

（日程第4）

○議長（田中良隆君） 日程第4、報告第5号「平成23年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について」、市長の報告を求めます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。本日ここに平成24年第3回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、今議会に提出させていただきます議案につきまして、ご説明申し上げます。本定例会におきましては、報告事項としまして、平成23年度の決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について1件、議案といたしまして専決処分の承認1件、平成24年度補正予算6件、平成23年度決算の認定11件、条例の一部改正3件、その他7件、人事案件1件の合計29件につきましてご審議をお願いするものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、報告をさせていただきます。報告第5号平成23年度野洲市健全化判断比率及び資金不足比率について、ご報告いたします。議案書1ページをごらんください。まず、1番の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字ではないため数値が表れないことからバーで表記をしております。実質公債比率

につきましては、3カ年平均で16%となり、早期健全化基準である25.0%を下回っております。将来負担比率につきましては、76.9%で、これも早期健全化基準の350%を下回っております。対前年度比では、28ポイントと大きく改善しており、この主な要因といたしましては、算出式の分子となる将来負担額のうち、公営企業負債等繰入見込額において流域下水道建設負担金の精算がなされ、公債費の扱いに準ずる繰り足し額が著しく減少したことによるものであります。

次に、資金不足比率につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業特別会計、いずれも資金不足を生じていないことから、数値としては表れておりません。

以上、報告といたします。

(日程第5)

○議長(田中良隆君) 日程第5、議第56号から議第84号まで、専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号))他28件を一括議題といたします。

事務局に議件を朗読させます。

○事務局長(東郷達雄) 朗読いたします。議第56号専決処分につき承認を求めることについて(平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号))、議第57号平成24年度野洲市一般会計補正予算(第3号)ほか補正予算5件、議第63号平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてほか決算認定10件、議第74号野洲市防災会議条例の一部を改正する条例ほか条例改正2件、議第77号指定管理者の指定期間の変更につき議決を求めることについて(野洲市文化ホールほか)ほかその他の案件6件、議第84号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、以上でございます。

○議長(田中良隆君) 議件の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(山仲善彰君) それでは、順次、議案についてご説明を申し上げます。

議第56号専決処分につき承認を求めることについて、ご説明申し上げます。平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号)の補正予算書1ページをごらんください。平成24年度野洲市一般会計補正予算(第2号)につきましては、市内大手法人からの法人市民税の確定申告により、予定納税分の還付及び還付加算金が生じたことから、1億101万

1, 000円を追加計上したものであります。この件につきましては、還付加算金の金額を抑えるため速やかな処分を行わせたものであります。

次に、議第57号から議第62号までの平成24年度野洲市一般会計補正予算及び特別会計補正予算について、概要をご説明申し上げます。

まず、議第57号平成24年度野洲市一般会計補正予算（第3号）につきましては、3億9,705万3,000円を追加するものです。

次に、地方債の補正につきましては、旧分庁舎改修事業の追加補正に伴う合併特例債の増額を初めとし、臨時財政対策債の発行可能額算定結果に伴う減や、財政対策として減収補てん債の発行等で総額2億2,218万3,000円を変更追加するものです。

続きまして、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。総務費では、財政管理費で平成23年度一般会計決算実質収支額の2分の1相当分を財政調整基金に積み立てるため2億5,000万円を追加しようとするものです。庁舎等改修事業費では、旧分庁舎の改修の実施設計を進めていく中で、老朽消防設備等を改修する必要性が生じたことや、市民サービスセンターを移転して市民の利便性を向上するための所用分を追加するものです。

民生費では、住宅手当緊急特別措置事業費で、住まい対策等支援事業の申請者の増加分を追加計上し、障がい者自立支援費では、障がい者自立支援緊急特別対策事業として、新体系移行後の事業所が安定的な事業運営を図るための助成等を新規に計上するものです。

衛生費では、予防費で生ポリオワクチン由来とする麻痺など二次感染を防止する方策として、不活化ワクチンが薬事承認されたことに伴って、本年9月より医療機関での予防接種のための費用を追加するものです。

なお、制度変更に伴う費用については全額市町村負担となっていることから、今後、国及び県に財源措置するよう要望していきたいと考えております。

土木費の街路事業費では、野洲駅北口駅前広場歩道橋計画の設計費用及び市三宅東部区画整理事業地に隣接する市道市三宅小南線において土地利用の変化により予想される交通渋滞等を防止するため、新しく右折レーンを設置するための設計費用を追加するものです。

消防費の消防団活動費では、第47回県消防総合訓練大会ポンプ車総合の部において本市消防団が優勝したことにより、10月に開催される全国大会への選手や要員の旅費やポンプ車輸送経費等を追加するものです。

教育費では、小学校施設整備費で北野学区での宅地開発による児童増加に備え、北野小学校における普通教室6教室分等の増築計画の設計費を追加するものです。

一方、歳入につきましては、地方交付税では、主に基準財政収入額の当初見積額との差によりまして1億7,008万8,000円を減額し、県補助金においては障害者自立支援事業費等補助金の新規計上や住まい対策等支援事業費補助金の追加などを、繰入金では介護保険事業特別会計の精算による繰入金を、諸収入で学童保育所の過年度分指定管理料の精算金などをそれぞれ追加し、市債は先ほどの地方債補正の説明のとおりであります。

次に、議第58号平成24年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、1億6,675万9,000円を追加するものです。前年度の保険給付費の確定による国、県及び社会保険診療報酬支払基金等の精算による受払いや、決算剰余金の一部を国民健康保険事業財政調整基金に積み立てるものです。

次に、議第59号平成24年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、698万5,000円を追加するものです。後期高齢者医療広域連合納付金で平成23年度出納整理期間中に収入いたしました保険料分を、平成24年度納付金として支出するものです。

次に、議第60号平成24年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、3,188万1,000円を追加するものです。前年度の介護給付費地域支援事業の額の確定に伴い、国、県、社会保険診療報酬支払基金及び市に対し交付金等を精算し、加えて市には前年度の人件費及び事務費の精算をするため、それぞれ所要額を追加補正するものです。

次に、議第61号平成24年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、130万7,000円を追加するものです。汚水排水量の算定誤りにより、下水道使用料を平成16年9月から6年8カ月間過大に徴収していたことが平成23年5月に判明し、当事者との協議を進めてきており、今般、地方自治法及び地方税法の規定に基づき過去5年分の還付金を計上するものです。

次に、議第62号平成24年野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、373万2,000円を増額するものです。さくら墓園の一部で発生している地盤沈下の修繕工事の手法を検討するための調査委託料の追加補正と、残りの決算剰余金を墓地公園整備基金に積み立てるものです。

次に、議第63号から議第73号までの平成23年度各会計決算の認定につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議第63号一般会計歳入歳出決算については、各会計歳入歳出決算書の14ペー

ジをごらんください。歳入決算額は204億1,744万5,886円、歳出決算額は197億8,081万7,164円で、歳入歳出差引額は6億3,662万8,722円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1億3,760万1,000円を控除した実質収支額は4億9,902万7,722円となりました。平成23年度決算の特徴を申し上げますと、歳入につきましては、法人市民税収が景気低迷状況の中で一時的ではあるものの若干回復基調の兆しが見え、前年度に比べ法人市民税が3億9,000万円の増収となりました。しかし、平成24年度は、現時点では逆に減収が見込まれている状況であります。一方、歳出では、小中学校の耐震化整備事業もほぼ完了に近づき、子育て支援策である学童保育所施設整備が完了し、待機児童の解消を図ることができました。

次に、議第64号国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、24ページをごらんください。歳入決算額は45億3,432万2,750円、歳出決算額は43億2,901万5,297円で、歳入歳出差引額は2億530万7,453円となりました。黒字額の主な要因は、普通調整交付金が申請額を上回る決定があったことや、保険給付費が予測を下回ったことなどによるもので、平成24年度に精算還付が発生いたします。

次に、議第65号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、30ページをごらんください。歳入決算額は3億6,666万3,843円、歳出決算額は3億5,931万9,105円で、歳入歳出差引額は734万4,738円となりました。23年度末現在の被保険者数は4,953人で、22年度からは210人増加しております。

続きまして、議第66号介護保険事業特別会計歳入歳出決算については、38ページをごらんください。歳入決算額は28億3,799万5,402円、歳出決算額は27億9,247万4,651円で、歳入歳出差引額は4,552万751円となりました。保険給付費では、対前年度比で約8,500万円、率にして3.4%の増となりました。

続きまして、議第67号地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算については、44ページをごらんください。この会計については、歳入決算額及び歳出決算額とも2,467万5,000円となっております。

次に、議第68号下水道事業特別会計歳入歳出決算については、50ページをごらんください。歳入決算額は21億5,970万8,009円、歳出決算額は21億2,734万3,583円となり、翌年度へ繰り越すべき財源の550万円を控除した実質収支額は2,686万4,426円となりました。下水道の使用料収入は、対前年度比で約5,200万円、率にして3.9%の減となりました。

次に、議第69号墓地公園事業特別会計歳入歳出決算については、56ページをごらんください。歳入決算額は3,227万5,125円、歳出決算額2,854万2,453円で、歳入歳出差引額は373万2,672円となりました。

続きまして、議第70号基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算については、62ページをごらんください。歳入決算額は1,330万3,000円、歳出決算額は1,329万4,902円で、歳入歳出差引額は8,098円となりました。

次に、議第71号工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算については、68ページをごらんください。歳入決算額は13億2,678万7,410円、歳出決算額は13億2,676万4,734円で、歳入歳出差引額は2万2,676円となりました。

次に、議第72号土地取得特別会計歳入歳出決算については、74ページをごらんください。歳入決算額は13億4,696万4,955円、歳出決算額は13億4651万3,584円で、歳入歳出差引額は45万1,371円となりました。ご承知のとおり、野洲駅前の旧アサヒビール所有地を12億5,000万円で購入をいたしております。

議第73号水道事業会計決算については、別冊の水道事業会計決算書をごらんください。

まず、1ページをごらんください。収益的収入及び支出であります。収入決算額が8億1,844万4,930円に対し、支出決算額が8億686万5,557円で、収支差引額は1,157万9,373円の黒字決算となりました。23年度におきましては、給水収益が伸びたこと、引き続き経営改善等支出の抑制が要因と見ております。

なお、3ページの損益計算書税引後では752万553円の純利益を計上することができました。

次に、2ページをごらんください。資本的収入及び支出につきましては、収入決算額が2,614万1,415円に対し、支出決算額が2億6,898万654円で、資本的収入が資本的支出に不足する額の2億4,283万9,239円は、当年度分損益勘定留保資金消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんをしております。

議第74号野洲市防災会議条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、市の防災会議の所掌事務に司法の諮問に応じ防災に関する重要事項を審議すること及び司法に意見を述べることを規定すること、委員の選出基準に自主防災組織を構成する者または学識経験者を加えること、その他所要の改正を行うものです。なお、本条例は交付の日から施行するものです。ただし、第3条の改正規定は平成24年10月1日から施行するものです。

議第75号野洲市災害対策本部条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものです。なお、本条例は交付の日から施行するものです。

議第76号野洲市道路占用料条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、占用料の算出に当たって参考としていた道路法施行令の一部を改正する制令の施行に伴い、本市の市道占用料を改正するものです。なお、本条例は平成25年4月1日から施行するものです。

議第77号から議第81号指定管理者の指定期間の変更について議決を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案につきましては、平成21年第8回市議会定例会で議決をいただいた財団法人野洲市文化スポーツ振興事業団を指定管理者とする野洲文化ホール、文化小劇場、さぎなみホール、総合体育館、中主B&G海洋センター、市民グラウンド、体育センターについて、指定管理の期間を平成25年3月31日までとするものです。その理由につきましては、本年8月3日の事業団理事会において、職員の高齢化による人事の硬直化や指定管理者制度による運営上の不安定さ等により解散を議決されたことによるものです。

議第82号市道路線の認定及び廃止について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、竹生地先での宅地開発に伴い当該路線を市道認定する必要があること、また北桜地先の第二びわこ学園への貸与地及びその隣接する市有地の法定外公共物の権利整理を行う中で、一部市道を廃止する必要性が生じたため、路線をいったん廃止し新たに認定することについて、道路法第8条第2項及び第10条第3項に基づき議会の議決を求めるものです。

議第83号和解について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、平成23年11月4日に議決をいただきました篠原小学校校舎改築工事におけるエレベーター昇降路の設計不整合により発生した損害賠償請求を行う訴えの提起に関して、平成24年7月4日に開廷された当損害賠償請求事件の第4回裁判において、裁判官から和解の勧告を受けたことから、原告及び被告の代理人弁護士の協議により提示された和解条項に同意し和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議第84号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて、ご説明申し上げます。本議案につきましては、本市の人権擁護委員8名のうち2名が平成24年12月31日で任期満了となることから、人権擁護委員候補者を法務大臣へ推薦することにつき、

人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものです。福谷巖さんは平成19年1月1日から人権擁護委員として2期6年間、川端初美さんは1期3年間ご活躍いただいております、お二人とも熱意ある人権擁護活動をしていただいているところであります。これまでの実績から人権擁護委員として適任と考え、引き続きご活躍いただきたく、平成25年1月1日から平成27年12月31日までの人権擁護委員候補者として推薦するものであります。

以上、提案理由とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

○議長（田中良隆君） 次に、議第63号から議第73号までの決算認定について、代表監査委員の東郷修氏より審査結果の報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員（東郷 修君） 皆さん、おはようございます。監査委員の東郷と申します。よろしくお願いたします。

それでは、平成23年度一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の決算審査の概要につきまして報告申し上げたいと思います。

まず、23年度野洲市一般会計について、ご報告させていただきます。お手元の意見書をごらんいただければ結構かと思えます。地方自治法第233条第2項の規定に基づき審査に付されました平成23年度一般会計歳入歳出決算並びに附属書類につきまして、その内容を詳細に審査いたしました。決算並びに附属書類とも、関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき概ね適正に執行されていると認めました。

ところで、近年の我が国の経済でございますけれども、いわゆる景気は東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にある中で、緩やかな持ち直し傾向であると申されております。雇用情勢は依然として厳しい状況であるとも認識しております。

このような経済環境のもと、本市では法人市民税が平成23年度増収となったものの、合併後のピーク時の2分の1程度まで落ち込んでいます。市では、財政健全化集中改革プランを着実に実行しながら、緊急度の高い事業に優先的に取り組み、市民サービスを低下させないように積極的な施策展開が図られたところでございます。

賑わいと安心の「もっと元気な野洲」を実現するため、野洲駅周辺都市基盤整備事業として、野洲駅を中心とする駅前広場、周辺道路のバリアフリー化工事等、さらに教育施設耐震工事事業の実施、子育て支援施策として学童保育所施設整備などに取り組み、概ね

計画どおりの事業執行が図られてまいりました。これらの施策の推進について、関係各位のご尽力に深く敬意を表するものでございます。

しかしながら、篠原小学校校舎改築工事におけるコンクリート打設の施工不良により、大幅な事業の遅れが生じました。このことについては、一刻も早く安全で安心な、また快適な教育環境が確保できるように、最大の努力をはらっていただくことを望むものであります。

さて、一般会計の決算状況であります。歳入決算額204億1,744万5,886円、歳出決算額197億8,081万7,164円で、歳入から歳出を差し引いた額6億3,662万8,722円の黒字決算となり、翌年度へ繰り越すべき財源の1億3,760万1,000円を控除した実質収支額は4億9,902万7,722円となったところでございます。

次に、特別会計につきまして、歳入歳出決算並びに付属書類は、ともに関係法令に準拠して作成されており、その計数は正確であり、いずれも予算に基づき概ね適正に執行されているものと認められました。

なお、全ての特別会計において、その実質収支は黒字決算となっております。

決算審査意見の26ページから、一般会計及び特別会計に係る主な内容と意見をまとめております。

まず、市税については収納率が96.6%であり、昨年度より0.1ポイント上昇しております。今後も引き続き税収の確保に努めていただくとともに、税外収入につきましても、公平・公正性の原則に立って厳正な態度で臨み、収納率の向上と収入未済の発生防止に努めることにより、市全体として適正な債権管理を望むものであります。特に税外収入につきましては、保育料の滞納整理マニュアルの作成や学校給食負担金徴収マニュアルの適正な事務の執行が重要であると考えております。

また、特別会計の国民健康保険税の収納率は80.7%であり、昨年度より1ポイント減となっております。このように間もなく80%を切る段階まできている収納率の低下は今後の国保財政に与える影響を危惧せざるを得ません。早期の対策が必要であると考えます。

次に、普通会計による財政構造の分析としましては、実質公債費比率が16%で、対前年度比0.1ポイント上昇となり、経常収支比率は91.1%で、対前対年度比2.8ポイント悪化し、財政の硬直化が懸念されるところでございます。より一層、義務的な経費

並びに経常的な支出の削減に努めていただく必要があると考えております。

また、一般会計及び特別会計の市債現在高は432億1,200万円余りであり、前年度に比べ4億6,100万円の増となっております。

普通交付税算入率の高い合併特例債の有効活用に努めていただいておりますが、今後のクリーンセンターの更新、幼保一体化に向けた施設整備等については、多額の市債発行が計画されております。施設整備に関し、可能な限りその経費を削減することにより、市債発行の抑制に努めていただくとともに、借金依存体質からの脱却に向けた取り組みが必要であると考えます。

市行政をめぐるましては、社会経済情勢の変化に伴い、行政需要が山積する中で、健全な財政運営を維持することが大きな課題でもあり、行政内部の無駄を徹底的に省き、効率的な行政運営を行う必要があります。さらに、今日までの行政サービスや事務事業のあり方を評価・点検し、再構築されることが求められております。さらなる市民福祉の向上を目指し、職員一丸となって邁進されることを期待するものであります。

次に、平成23年度野洲市水道事業会計について、ご報告申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、審査に付されました野洲市水道事業会計の決算並びに付属書類につきまして、その内容を審査いたしました結果、ともに関係法令に準拠して作成されており、証拠書類及び関係諸帳簿とも計数はいずれも正確であり、当年度の経営成績及び財政状況を適正に表示されております。

当年度の年間総配水量は772万9,000立法メートルで、総給水量は636万8,000立法メートルであります。この結果、有収率は82.4%と、前年度に比べ0.3ポイント下回り、依然低い水準であることから、漏水調査の精度を高め、漏水の早期発見、早期修繕により、無効水量を減少させることにより、水道事業の信頼性の確保と一層の有収率の向上を図っていただきたいと思います。

次に、経営実績では、事業収益は前年度に比べ0.8%増の7億8,037万8,113円、事業費用は0.9%増の7億7,285万7,560円となり、差し引き752万553円の純利益を計上いたしました。

今後の経営見通しについて見ますと、市内の住宅開発により給水人口の増加は見込まれると思われませんが、市民の節水意識の高揚により、大幅な水道使用量の増加は見込めないと思われれます。

一方、水道施設や管路の更新時期を迎えることから、建設改良費の大幅な増加が予想さ

れ、水道事業を取り巻く経営環境は一段と厳しさを増すものと予測されます。

したがって、今後の事業運営に当たりましては、水道利用者に対するサービス向上に努めるとともに、未収金対策や経費の削減に一層努力され、安心・安全・安定した水の供給を切に望むものであります。

次に、財政健全化判断比率の審査においては、平成23年度の実質公債比率では16%となっており、早期健全化基準の25%を下回っておりますが、昨年度より0.1ポイント悪化しております。

また、将来負担比率は76.9%と、早期健全化基準の350%を下回っており、可としたものでございます。が、しかし、将来負担比率の算定に当たって地方債の現在高が昨年と比較すると4.5%増加していること、こういうことから、中期的な政策見通しを立てた上で財政構造を改善する新たなプランの策定が急がれます。

また、公営企業会計不足比率の審査につきましては、水道事業会計、下水道事業特別会計、工業団地等整備事業等特別会計は、それぞれ資金不足は発生しておりません。良好な状態にあると認められます。

決算審査書等に記載されております数字は、対前年度比、比較的良くなっている箇所が多くみられます。しかし、現在の国の財政状態等を踏まえ、経済情勢及び地方経済の縮小等の傾向を考えてみますと、楽観できる余地はまったくありません。今後の施策として十分に配慮すべきだと思われまます。

以上、簡単ではございますが、平成23年度野洲市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに公営企業会計決算の審査結果と意見を申し述べ、報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、お手元の意見書に記載をしておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上、よろしくお願いたします。終わります。

(日程第6)

○議長(田中良隆君) 日程第6、決算特別委員会の設置及び委員の選任を議題といたします。

お諮りをいたします。

本件については、議第63号平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第73号平成23年度野洲市水道事業会計決算の認定についてまでの審査を行うため、委員会条例第6条の規定により、19名の委員をもって構成する決算特別委員会を設

置いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、議第63号平成23年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議第73号平成23年度野洲市水道事業会計決算の認定についてまでの審査を行うため、委員会条例第6条の規定により、19名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議会選出監査委員を除く19名の議員を指名いたします。

暫時休憩をいたします。

(午前 9時40分 休憩)

(午前 9時51分 再開)

○議長(田中良隆君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第7)

○議長(田中良隆君) 日程第7、決算特別委員会の正副委員長の互選結果について報告がありましたので、本職より報告いたします。

決算特別委員会委員長に第11番、立入三千男君、副委員長に第17番、鈴木市朗君、以上のとおり互選されましたので報告いたします。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

お諮りをいたします。

明8月29日から9月3日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思いません。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中良隆君) ご異議なしと認めます。よって、明8月29日から9月3日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のために申し上げます。来る9月4日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑及び一般質問を行います。

本日は、これにて散会をいたします。(午前 9時52分 散会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成24年8月28日

野洲市議会議長 田 中 良 隆

署 名 議 員 坂 口 哲 哉

署 名 議 員 立 入 三 千 男

